

諮問予定について

- ・受益者負担金ならび受益者分担金に係る一括納付報奨金の見直しについて
- ・水洗便所改造奨励金のあり方について

○受益者負担(分担)金一括報奨金の見直し

受益者負担(分担)金とは下水道等の施設は受益者が特定される公共施設であるため、受益者に対し工事費用の一部を受益者負担(分担)金として徴収する制度です。支払方法は①一括納付と②分割納付を選択できます。

$$\text{受益者負担(分担)金(円)} = \text{受益地面積(m}^2\text{)} \times \text{単位負担(分担)金(円/m}^2\text{)}$$

※令和元年度の単位負担(分担)金 600円/m²

負担(分担)金の計算例

受益地 330m²の土地を所有している場合の負担(分担)金

$$330\text{m}^2 \times 600\text{円/m}^2 = 198,000\text{円}$$

①一括納付(全額をまとめて第1期に納める)

330m²(100坪)(6月納付)の場合

受益者負担(分担)金額: 198,000円(うち、一括納付報奨金 33,264円)

実質支払額: 164,736円

※一括納付報奨金: 全額を一括で納付することで、負担(分担)金額の約16%が報奨金となります。

②分割納付(年4回 × 5年 = 20回払い)

330m²(100坪)(6月納付)の場合

1回につき9,900円を20回

$$9,900\text{円} \times 20\text{回} = 198,000\text{円}$$

平成30年度では87.5%が一括納付を選択しており、多数の一括納付者が優遇を受けるという分割納付者との格差が生じている。

格差是正のため受益者負担(分担)金一括報奨金について運用の見直しを行いたい。

受益者負担(分担)金賦課件数

年度	賦課件数	一括		分割件数
		件数	報奨金額	
H30	168	147	6,132,089	21

○水洗便所改造奨励金のあり方

水洗便所改造奨励金とは、処理区域内において水洗便所の普及促進を図るため、供用開始の日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方に対し、奨励金を交付する制度。(大便器1個もしくは浄化槽1基につき 50,000円)

汚水処理区域内における水洗化率は90.6%であり奨励金制度が水洗化率向上に寄与していることから、水洗化奨励金のあり方についてご意見をいただきたい。